

第十六回国会
衆議院

内閣委員会議録 第十七号

昭和二十八年七月二十日(月曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事 大村 清一君 理事 高橋 等君

理事 八木 一郎君 理事 上林與市郎君

理事 鈴木 義男君

江藤 夏雄君 津雲 國利君

永田 良吉君 長野 長廣君

平井 義一君 船田 中君

宮原幸三郎君 高瀬 傳君

栗山 博君 神近 市子君

島上善五郎君 富吉 榮二君

中村 高一君 濱地 文平君

辻 政信君

出席國務大臣 塚田十一郎君

出席府政委員

總理府事務官(調達部長) 山内 隆一君

行政管理局次長 大野木克彦君

總理府事務官(行政管理局) 岡部 史郎君

總理府事務官(監事部長) 山中 徳二君

厚生事務官 高田 浩運君

運輸事務官 壺井 玄剛君

(大臣官房長) 委員外の出席者

總理府事務官(行政管理局) 米川 健夫君

總理府事務官(監事部長) 調整課長

第一類第一号

内閣委員会議録第十七号

昭和二十八年七月二十日

運輸事務官(中央氣象台) 北村 純一君

運輸技官(中央氣象台) 和達 清夫君

中央氣象台長 專門員 龜井川 浩君

專門員 小関 紹夫君

七月十七日

委員堀ツルヨ君辭任につき、その補

欠として西村榮一君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十八日

委員帆足計君辭任につき、その補欠

として島上善五郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十日

委員牧野寛君及び松田竹千代君辭

任につき、その補欠として宮原幸三

郎君及び濱地文平君が議長の指名で

委員に選任された。

七月十七日

軍人恩給復活に関する請願(柳原三

郎君紹介)(第四四九一号)

同(淺香忠雄君紹介)(第四四九二号)

同外三件(木村武雄君紹介)(第四四

九三三三)

同(木村武雄君紹介)(第四五七九号)

同(早稻田柳右エ門君紹介)(第四五

八〇号)

同外三件(佐瀬昌三君紹介)(第四六

三七七号)

金瑞敷章年金復活に関する請願(武

知勇記君紹介)(第四四九四号)

閣する請願(坂田英一君紹介)(第四

四九五五号)

増加恩給並びに傷病年金復活等に関

する請願(高瀬傳君紹介)(第四四九

六号)

同(早稻田柳右エ門君紹介)(第四五

八七号)

戦没者遺族に公務扶助料支給に関す

る請願(田中久雄君紹介)(第四五五

四号)

傷病恩給等に関する請願(鈴木義男

君外一名紹介)(第四五八二号)

拘禁中の戦犯者に対する恩給権復活

に関する請願(早稻田柳右エ門君紹

介)(第四五八五号)

戦没者遺族の公務扶助料復活に関す

る請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第

四五六八号)

同(早稻田柳右エ門君紹介)(第四六

七三三三)

戦没者遺族の公務扶助料の復活等に

関する請願(早稻田柳右エ門君紹介)

(第四六三八号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十八日

戦没者遺族に対する恩給法による公

務扶助料の復活に関する陳情書(宮

城県連合遺族会会長高橋進太郎)(第

九二八八号)

青少年問題協議会設置法制促進に

関する陳情書(福岡県庁内福岡県青

少年問題協議会会長杉本勝次)(第一〇

〇一〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第二二二号)

行政管理局設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一五〇号)

○稲村委員長 これより内閣委員会を

開会いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案及び行政管理局設置法の一部

を改正する法律案を一括議題とし、そ

の審査を進めます。質疑の通告があり

ます。鈴木義男君。

○鈴木義男君 一応行政監察につい

て今日の法律で強化することになつて

おりますが、念のためにどういふ点を

強化するのであるか、提案理由の説明

にあつさり述べておられますけれど

も、もう一度伺ひをして、それから

質問をして行きたいと思ひます。

○塚田國務大臣 監察を強化するとい

う考え方は、第五次吉田内閣の組閣

後、私が總理から強く指示を受けた事

柄でありまして、私もそのつもりで今

までのやり方、それから現在どうい

うか、いかにやつていられるかといふことの調

査をいたしたのであります。ぜひこれ

を強化しなければならぬといふ考え

方は私もごく同感であり、そのよう

に努力したわけでありまして、た

だ強化するといふことはたとえ人間

をふやすとか、予算をふやすとか、そ

ういふことだけでは強化はできないの

であつて、要するにやる人間が本気で

そのつもりになり、そしてまたそれだ

けの素質を持つてかかるということだ

ないと、ほんとうにはできない。かえ

つて法的権限を強化して、法的に力を

強くするだけということになると、私

としてはマイナスの面が出て来るとい

うような気分も若干考えられましたの

で、そういうことをいろいろ考えまし

た結果、とりあえず今度御審議願つて

おります程度に一応法的措置をいたし

まして、あとは現実にはやる面であら

うとやり、人間の訓練をいたしました

り、そういうことによつて監察を強化

して行こう。しかしこれだけで十分行

えるとは、私は決して思つておりませ

んの、なお詳細検討いたしてみます

と、現在各省の監察機構、行政管理局の

監察機構、それから会計検査院の検査

機構というように、三本立てになつて

おりますものを、どういふぐあいに統

合するか、かりに統合しないにして

も、相互の間の調整をして、監察を受

ける者の側からも非常な混乱のないよ

うにということを考えてみますと、こ

れはかなり本質的に考えなければなら

ぬ面があるといふように感じましたの

で、それは今考えております機構改革

の一環としてやる方が適當じやない

か、そういうように考えまして、かた

がた今度は最小限の法的措置をいた

しました。こういうように御了解願

ひたい。

今度の法的措置の基本の考え方は、

行政管理局が監察の機構をつくりまし

たのは、御承知のように、昨年の八月

第一類第一号

内閣委員会議録第十七号

昭和二十八年七月二十日

第一類第一号

内閣委員会議録第十七号

昭和二十八年七月二十日

第一類第一号

内閣委員会議録第十七号

昭和二十八年七月二十日

第一類第一号

内閣委員会議録第十七号

昭和二十八年七月二十日

第一類第一号

内閣委員会議録第十七号

昭和二十八年七月二十日

第一類第一号

内閣委員会議録第十七号

昭和二十八年七月二十日

から非常に積極的にやつて来たわけ
あります。当時、今まで経済調査庁に
おりました人間を、全面的にそちらに
持つて行つてやりましたので、いろ
ろな行きがかりがありました。設置法
においては、各省が持つておる監察
の権限はとも、行政管理局の監察部には
与えられていない。そこで第一段階
に、各省の監察機構を持つておるい
ろんな権限と同じように、部内監察を
する権限を行政管理局に持たしてさし
つかえない、こういう構想で、この案
ができておるわけでありました。

○鈴木(義)委員 何か非常に弱々しい
お考のようであります。将来もつと根
本的に改革するときに考える、それな
らば、むしろそのときに、もつと根本
的に考え直してお出しになる方がよい
かと思われるぐらゐに、微温的なもの
のように見受けられるのです。これは
非常にむずかしい仕事であるといわれ
るも考える。しかも非常に大事な仕事
である。今仰せられた会計検査院とか
大蔵省も、ある程度の監察権を持つて
おる。それから監督と監察というもの
を、どう区別するかということも問題
であります。私は監督という言葉を使
います。そこで、行政管理局というり
ばな役所があるならば、これらのもの
をもつと総合的に監察をする機構を、
この際お考えになるべきでなかつたか
と思う。その点について、どういう考
慮をされたか。少くとも将来根本的
なものを考えるとしても、今出された
案について、そういう点についての調
整という言葉が使つてありますが、ど
ういうふうにお考えになつてゐるかを
伺いたい。

○塚田國務大臣 先ほども申しました
ように、監察というものは非常に大事
であり、どうしても徹底してやらなけ
ればならぬと思うのであります。ただ
監察を徹底しようとするに、たゞ
果を上げますためには、法的措置だけ
では足りないものであり、むしろ法的措
置よりも、やる人間の心構えと能力に
重点があると考へておりますので、機
構や機構の持つ法的権限というもの
だけでは問題は片づかない。そういう問
題で片づかなければ現在すでにある各省
の自己監察の機構、あるいは会計検査
院の機構——ことに新しい憲法のもと
における会計検査院は、常時検査がで
きることになつておりました、國務
の遂行中にも、検査をしようにと思へば
できることになつておるわけでありま
す。が、やはり効果は上つておらない。問
題は、法律措置や機構の問題にあるよ
りも、むしろやる人間の問題である。

会計検査院の院長に、私が行政管理局
長官を任命した以後において、ちよつ
といろ／＼な考え方を伺つてみたので
ありますが、やはり会計検査院も同じ
ような悩みを持ち、終戦後急に人間を
ふやして、非常に能力が上らないで弱
つておる。しかしようやくここ数年、
訓練を経て、検査機構というものがや
や自信の持てるようになって言つて
おられる。今まで経済調査庁から全然
違つた仕事をしておつた人間を持つて
来て、つくつた監察機構というものが、
ほんとうに効果を上げ得るために
は、やはり若干の期間をかけたいただ
いて、人間を訓練しないといけない。
そうでないと、人間が十分訓練されて
おらないときに、法的な権限や何かを
よけい与えるということになると、む

しろ逆効果を起して、かえつてマイナ
スの面がよけい出て来る危険があるの
ではないか。そういう法的な措置や機
構の問題は、そう急にやらぬでもい
い。むしろ今の状態で、この程度の措
置をしておいて、人間をつくつて行く
というところに重点を置くべきである。
こういうふうにお考えなわけございま
す。

○鈴木(義)委員 人の問題が一番大事
だということ、われ／＼よく承知
いたしておるわけでありました。その点
についての何かの構想がなければなら
ぬと思う。ただ普通の行政官吏が監察
をするということであれば、大した権
威も持てないわけですから。何か裁判官
のような、身分の保障のある機関が、そ
の任に当たるといふようなことで、初
めてできるのです。会計検査院のごと
きは、そういうものがある程度持つて
おると思う。そういう点について、御
考慮になつたかどうかということをお
伺いたい。

○塚田國務大臣 これは本格的なもの
を考えると、確かに考えなければなら
ぬ問題の一つだと思つておる。たゞ
持つておるような特殊な権限を考へる
という点になると、これはかなり法
的に問題があるのではないかと思ひ
ます。なぜかと申しますと、検査院や
司法機関というものは、一応外から問
題を見ておるという考えであり、行
政管理局の場合には、一応各省とは独
立はいたしておりますけれども、やは
り行政内部の自己監察の機関である
という考え方でありますので、そこまで
までは行かないのではないか、そうい
うように考へております。

○鈴木(義)委員 国会における監察機
関、たとえば行政監察委員会のような
ものがありますけれども、そういう点
については、どうお考えになりますか。
○塚田國務大臣 これは国会が独自の
お立場で行政のやり方をとらへるに
なり、私どもとしては、それ
とは全然無関係に、自分のやつた仕事
——ことに國務が非常に大複雑にな
つておるうちに、気がつかないでロス
を起しておるということもあり得るの
で、それから、その自己反省の機会を得
るから、そういう意味において、監察部
が動くというように御了解願ひたいの
であります。

○鈴木(義)委員 監察の対象について
お伺いをいたしますが、監察をするに
ついて一番大事なのは、國費がむだ
に使われておらないかどうかというこ
とである。ことに國費が濫費されてお
るという非難は至るところに聞くと
す。どういふ点に重点を置いて監察を
するのでしょうか。國費の節減と
いうことは、こういう機能の一番大切
な任務だと思ひます。そういう点につ
いて承りたい。

○塚田國務大臣 國費の濫費といひま
すか、要するに國費が効率的に使われ
ておらないという面は、私の感じで
は、國政全般にあるのではないかと
思ひます。感じがいたします。むだな人間を
使つておるという意味において、人件
費のむだもあるでございましょう。た
だ、今限りある機構と人数で、まだ十
分訓練されておらない機構でもつて、
できる限度というものは、おのずから
限られておるものでありますから、こ
ととはとりあえず、非常に問題になつ
ている公共事業費や、國から出ておる
補助金や、そういうものに重点を置いて
調べたらどうかというように、突は
考へておるのであります。ことに私が
最近非常に心配をいたしておりました
は、先般の凍害のときに、国会で御
承認になつた予算であります。あれに
ついて、大蔵省側からも、被害の査定
が甘かつたというふうな御意見があ
り、かた／＼心配をしておりましたと
ころが、ある地方で、私の方の支局か
ら出て来た情報によりますと、凍害
の被害面積というものが、農林省の出
先機関と、その府県の養蚕連の調べた
数字が、約倍ぐらゐの、一方が百二十
五町歩、一方が二百二十町歩か三町歩ぐ
らゐというふうな、査定のやり方が違
つておる。こういう面もやはり氣をつ
けて見なければならぬ。概して補助金
や公共事業費などに金額も多うござい
ますから、むだが多いのではないかと
思ひます。これはそれに重点を置
いて調べたらどうかということ、今
やつて参つております。

○鈴木(義)委員 それは確かにお言葉
の通りであります。次に國の經費のう
ち、政府機関の運営費とでもいひま
すか、そういうものは、比較的わずかな
パーセンテージしか占めていないが、
いわゆる産業振興費とでもいひま
すか、補助費というふうなものが、全予
算の二〇%も占めておる。これらの監
察というものは、非常に大事なことであ
ると思ひます。つまり公共企業体の経
理あるいは／＼な公庫、金庫、そ
の他政府の支出をいたします向きにつ

いての監査というものも関連して考えなければならぬと思ひます。そういう点について考慮が払われておるようには見えな。むろん法律的に多少の疑義もありましようけれども、この際これを解決して、そういう方面の監査に力を注ぐべきではないかと思ひます。それを、いかがでございましょうか。

○堀田国務大臣 この点は私もまさに同感なのでありまして、これは何とか考えなければならぬのじやないかと思ひます。ただ今の行政の管理のあり方からいいますと、行政の内部の自己監査という考え方に立つておられますので、そういうくあいに一応行政機関とは別になつておるものには監査を及ぼさないという考え方で実はおるわけでありまして、従つて、公共企業体などは、それらの監督官庁の行政監察を契機として、それを監察するのに必要な範囲において公共企業体で及ぶというようになっておるわけでありまして、それから公共団体の場合でも、自治庁の監察という考え方から、それを機会に地方公共団体まで行くというようになっておりますので、理論的な考え方としてはどうかと思ひます。面がそこに確にある。国から出資、投資をいたしております。いろいろな種類の金融機関、あるいはまたそのほかにもかなりロスがあるというところは私どもの耳に入つておりますので、これは今後行政監察というものを考える場合には、十分考えなければならぬ。しかしもしそこまで及んで行くということであれば、行政監察というものの考え方、それから行政官庁のあり方というものが、多少懇念的にかわつて来なければならぬのじやないかと

いうように実は考えております。

○鈴木(義)委員 懇念的にかわるということは承知いたしております。かわるものとはかわらせてもやはりやるべきであるというふうにお考えにならないければ、実は監査が徹底しない。それをひとつ十分に考えていただきたいと思ひます。

それから公共企業体やその他政府が出資あるいは補助する事業に対して、会計検査院なり、大蔵省なりがどういう監督権を持つておるのか、また実際に十分監査をしておるかということに承知いたします。

○山中(徳)政府委員 お答えいたします。会計検査院は、御承知のように、主として決算を確認するという意味におきまして、国の支出に關係いたしますこれらの事項につきまして検査をするのでございます。国が出資してあります会計等についても検査をするということになつておるのであります。大蔵省が実施いたしております予算面の検査につきましては、会計法第四十六条の規定に基づきまして、予算の執行の適正を期することのために、關係の機関に對しまして調査を実施するということになつておるのであります。

○鈴木(義)委員 もう少し具体的にお願いします。たとえば大蔵省がどういふふうなことをやつておるのかということですね。

○山中(徳)政府委員 会計法の第四十六条の第二項に「大蔵大臣は、予算の執行の適正を期するため、自ら又は各省各庁の長に委任して、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者(補助金の終局の受領者を含む)又は調査、試験、研究等の委託を

受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができ」となつております。大蔵省は地方に財務局、財務部という出先機関を持つておられまして、この機関が定期的に国の支出の項目につきまして調査を実施いたします。主として、補助金等につきまして調査をいたします。ほかに、随時適当な項目を定めまして、全国的にその機関を使つて会計上の調査を実施しております。たとえば公共事業の実施の状況でありますとか、あるいはまた財務部の仕事としては、地方の予算編成上の資料として市場消費というふうなものを調査するとかいうようなやり方で調査をいたしておるというふうな状況であります。

○鈴木(義)委員 それならば、会計検査院については特殊の任務がありますから、多少の重複を避けることは理由があると思ひますが、行政官庁が主としてそういうことを任務としておる役所として存在する以上、管理庁がもつと有権的にそういう監査に當るといふ点で、少くとも統一の構想をお持ちになるべきではないかと思ひます。

○堀田国務大臣 考え方としては、行政監察の機構というものを考えるときは、その点は確かに考えておかなければならないと思ひます。今のようにはばらばらになつておられて、大蔵省が一応金を出すという建前から、金を出した先の監査をしておるといふことで、やはり本来の仕事からはまた別の仕事になるものでありますから、力の入れ方も、注意力の届き方も違ふ。従つてそういう仕事を専門にやる機構があつて、その機構にそういう仕事を全

部やらせようということの方が私にはよいのではないかと今ふうに考えております。そういうことになりまして、大蔵省だけではなく、各省に分散しておる監察機構もそういう考え方から来れば一本にまとめて、専門的に行政監察の機構で内部監察をやるといふふうにする方があつては効率的ではないかというふうな考えは確かにあるわけでございます。何にいたしまして、もそういう問題は本質的にかなり大きな改革を伴う問題でありますので、やはり何か大きな改革をいたしますときに一緒に考えまないと、混乱ばかり多くして実効が一向上らないというふうなことも考えられますので、一応構想としては持つておるのであります。

○鈴木(義)委員 今度出されました改正案の第四六条六項によりまして、「長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の關係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる」といふことになつておるわけですが、非常に弱い規定の仕方、協力を求める、私は協力できませんと言えはそれまでなんです、なぜこれを義務づけるようにもつと強力なものになさらないのであつかうか。

○堀田国務大臣 先ほども申しましたように、行政監察というものは行政機関の内部事務の自己反省という考え方でありまして、それによつて民間団体や、それから一応政府とは別のものになつております公共企業体その他に對して、行政監察の内部に對してやることは、考え方としては多少無理があるのじやないか、そういうふうに考え

て、今の行政監察というものの考え方から今ふうな考え方が出て来たわけなんです。御承知のように、これは協力してもらえなければできないということになつておることはまさにその通りであります。まあこの程度でできる程度以上行つたら、むしろほかの方面から行き過ぎといふものが起きて弊害を起しはせぬか、こういうふうなことを考へてゐるわけでありまして。

○鈴木(義)委員 どうもそういうことは、公共企業体に対する場合でも、その主管官庁に協力を求める。これも協力が得られなければならぬ。そういう場合の保障が何か考えられなければ、この種の監察というものがむづかしいことになつて来る。検査がやる仕事とは言ひませんが、相当な強力なものでなければ実効を奏さないと。その点について政府としても少しお考えになつていかるべきであると思ひます。やり方が非常に困難だからということでは理由にならないと思ひます。それから大蔵省は少くも私の理解するところでは、先ほどの御説明でも、ある程度の強権をもつて監査することができるようであります。

大蔵省がその権限を持つてゐるならば、行政官庁もその権限を持つてさしつかえないのであり、持つべきである、こう思ふのですが、いま一度その点をお答え願ひたい。

○堀田国務大臣 それは先ほども申し上げましたように、大蔵省と同じ権限だけは今度の改正で持つてゐるようになつておるわけなのであります。なお詳細の点は政府委員から御説明申し上げま

す。

○山中(徳)政府委員 規定の表現とい

たしまして、大蔵省の規定にございます会計法四十六条によりまして「監査し又は報告を徴することができるといふことになつておりました、私の方の行政管理局の設置法におきましては、公共企業体や監査を受けましますもの対象につきましては報告を求めることができるといふ、同じ表現になつておるのでありますが、御指摘のありましたような一般の第三者同士の公私団体その他の関係者に対しては協力を求めることができないというところで、規定の表現がかわつておるわけでございす。民間の機関に対して調査することができるといふことを書いてございまして、他にこれを強制いたしません罰則規定等がございせんければ、しよせんこれを強制することが一強制しまして、罰則を適用してまでやるということではできないわけでございすので、私どもの行政監察といたしましては、ただいま長官が答えましたように、行政機関が監察の対象でございまして、一応その他の関係者に対してはよく行政監察の趣旨を理解していただきまして、そういう趣旨で、国の行政機関の監察が目的を達するということが、非常に国費の節減、行政運営の改善ということになるのであるから御協力を願いたいという意味合いのことで説明をいたしまして、協力を求めるということにいたしますが、この監察の建前から適當であらうかと考えまして、あえて現行の規定のままにいたしたのでございす。ただその調査の対象になつております機関につきましては、あるいは地方公務員といたしまして、あるいは公共企業体等の職員といたしまして、こ

れらの職員につきましては法令に従つて業務に従事しなければならぬということになつておりますので、こういう機関に対しては協力を求めることができるという表現よりも、やはり調査することができるといふ強い表現にされた方が適當であらう、こういうふうな考えまして、一般のその他に關係者に対してはできるだけよく監察の趣旨を申し上げまして協力を求めたい、こういう意味で形容いたしたことを御了承いただきたいと思ひます。

○稲村委員長 鈴木委員に御了解を得たいと思ひますが、塚田國務大臣は郵政委員会で採決に先立つ總括質問に呼ばれておられるとの申出がございすので、大臣に対する質疑を次会に保留するよう御了承を願ひたいと思ひます。政府委員に対する質疑はございせんか。午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後二時二十七分開議

○稲村委員長 これより再開いたします。

休憩前に引き続き行政機関職員定員法の一部を改正する法律案及び行政管理局設置法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を続けます。質疑の通告がございす。宮原幸三郎君。

○宮原委員 調達関係のことにつきまして、所管の労働大臣及び長官にお尋ねする予定でいたのですが、御出席がございせんから、便宜事務局から、一応おわかりになるところだけお答え願ひたいという趣旨で、私の質疑をいたしたいと思ひます。

進駐軍人軍属の不法行為に対する賠償責任に関する事柄でありますが、第一は、賠償責任の所在につきまして、本件について政府はGHQとの交渉で、昭和二十一年九月に一切の賠償責任がないと拒絶されたという事実があるようであります。昭和二十六年九月八日の対日平和条約第十九条によりまして、本件に関する賠償責任は日本政府に転嫁したと解釈しているのではありません。この点について一応お答えを願ひます。

○山内(陸)政府委員 お答えいたします。進駐軍の不法行為に対する賠償責任が、占領期間中どちらにあるかという問題につきましては、早くから政府としても非常に考慮を払つて、この責任は当然連合軍側にある、こういう結論を下しまして、GHQに対する交渉をしておたわけであります。二十一年九月、GHQから本件に關しては一切賠償の責任がないという回答を一応得たわけであります。しかしながら決してこれで満足したわけではありませんけれども、かように言つて来たものを、いつまでもこの賠償措置をほつておくわけにも参りませんので、閣議決定を経まして見舞金、これは非常に程度の低い見舞金でありまして恐縮ですが、とにかくその当時は低いけれども、見舞金の支給基準をきめまして、たび／＼改正をいたしました。が、見舞金支給として取扱つて来たわけであります。しかし續いて交渉しておりまして、講和条約の中にはつきりとその責任の帰属を明確にしたいというので、交渉して参つたのであります。遺憾ながら二十六年九月八日調印された対日平和条約の十九条によりまして、軍の方に責任がないということ

がはつきりきめられましたので、その前提のもとに、講和条約の発効までの見舞金の措置をして参つたわけであります。

○宮原委員 そこで見舞金制度について簡単に御尋ねしますが、見舞金というものは、独立前、終戦後約七年間の期間における損害に対する政府の措置であると解釈いたしておりますが、一、二点申し上げただけでおそらく事務当局でも御反省になるでしよう。その見舞金制度そのものの内容にきわめて重大な不備があり欠陥があるのです。昭和二十一年三月三十一日の閣議決定をもつて政府は見舞金の支払いを行うことになつたものではあるけれども、支払一件について僅々五百円というまゝで問題にならない、そういう支払いを決定しておる。昭和二十六年十二月四日の閣議で見舞金の増額を行つたのはあるけれども、同年の九月八日以降の事項に適用する、その以前の事項は放置しておる。昭和二十七年の五月二十七日の閣議で了解でも昭和二十二年十月の國家賠償法施行の日まで見舞金の支給を遡及して支払いをすると言つたが、その昭和二十二年の十月以前の事項は依然として放置しておる、こういう状態であります。まことに遺憾にたえません。この終戦後独立までの七年間の事故件数の概算というものはあとでお答え願ひたい。しかし私の推定は事故件数は三万件以上上るようによ計算いたしました。これが間違つておれば正していただきたい。この期間の見舞金の支払い件数はわずかに三千八百件ないし四千件と政府側で発表していらつしやる。僅々一割程度にとどまつてゐる。あとの九割というものは見舞金を受けていない。同期間の見舞金の支払い額は三千二百万円、一件当たり僅々八千円、こういうことになつてゐる。以上のように従前の見舞金制度というものは重大な不備欠陥がありましたというものは、反米と申しますか、反國連思想——これは与党と野党の見方によつていろいろ批判になるところでありましようけれども、これが重大な一原因になつてゐる。最近に犬養法務大臣の発言によつて、見舞金を増額することに決定した模様であると承知いたしておりますけれども、その内容についても独立後との間においては過去の見舞金制度というもののついて事務当局としてはいかなる心算で將來に對処しようという考えでいられるのか、その点について伺ひをいたしておきます。

○山内(陸)政府委員 お答えいたします。見舞金の取扱ひにつきましては、連合軍進駐以來講和条約発効までの取扱ひは、ほとんど毎年のごとく、一番初めにきめましてから変更して参りまして、確かに人によつて非常に見舞金を受けた額に差異がございす。その意味におきましてはあるいは死亡というやうな問題に對して年によつて非常な見舞金の額が違ふということはおかしいじやないかという考え方も起ると思ひます。ただ實際政府が二十一年の当初から毎年増額して参りました理由は、資金基準あるいは物価の情勢で最初非常に低額でございまして、これまではいかにぬというので次々と改めたのであります。その改めた額すらも講和条約を調印をしましてから発効までの間の取扱ひにつきましては、昭和二十六

が、講和条約の中に、軍の責任ではない、日本政府がかつてに権利を放棄したというわけでもない、条約の結果軍が責任を負わない、日本政府はこれをあらためて請求はせぬということになったのであります、そこであらためてこの問題をどうするかというふうな政府としても考え直したわけでありまゝす。そこでこの金額につきまして、毎年の資金あるいは物価の情勢に応じて改訂はして参つて、すでに支給は終了なのでありますけれども、さらに講和条約調印後の額等から見て、過去のものをこれではいかぬというので、二十

して、すみやかに公正なる賠償をなし、人権擁護の実を顕現せよと決議し、決議文は政府にも届いているはずであります。これら被害者側の行動は、政府の措置に対する抗議である。見舞金に対する不平、不満というものは、全国に勃発しているのであります。呉市を代表して呉市長、及び呉市会議長は、第十六国会に被害者側主張支持の請願書を提出しております。日本弁護士会連合会は、人権擁護の立場から、政府に対し公正なる補償を強く要望する運動を展開している。六月三十日の法務委員会において、社会党の

1

七年七月二十七日になつて、金面的に改めて、見舞金の増額をはかつて追給を認めるところまでいたしたわけであります。従つて問題は、この期間における軍の行動というものに對しての責任の帰屬、それから講和条約発効後の責任の帰屬、しかもその性質の問題になつて思ふのであります、あるいは見る人によつていろいろの意見も立とうと思ひますが、とにかくきょうなわ

猪俣浩三君が本件を取上げている。右諸理由によつておわかりくださるやうに、見舞金と補償金の間の不均衡を是正する必要があると思うけれども、政府はその点についてはどういう考えを持つていらつしやるか。大臣、長官でないあなたにお尋ねしたのでは、明確な御答弁は得にくいでありましょうが、あなたの私見でもいいからこの際伺つておきます。

けで、占領期間中は日本政府として当然責を負うべきではない、しかし非常にお気の毒である。またこのままほうつておくことは相済まぬというので、見舞金という形で、予算の範囲内で支給することにしたいと考えております。しかしながら講和条約発効後は、まったく事情が違ひまして、どこまでも正式な賠償として見なければならぬというわけで、行政協定十八条に

○山内(隆)政府委員 この問題は、お言葉のように非常に重要な問題でありまして、私のような一事務官がお答えするのは、恐縮に存じますが、お言葉もありましたので申し上げてみたいと思います。

人権擁護の立場から見ますれば、お言葉の通り、死亡に対してわずかな見舞金で片をつけるということは非常に問題だと思います。しかしながら最初

基く臨時特別法の法律の御協賛を得て、この法律によつて正式に補償として支給いたしておるわけであります。この額をいかにするかということについて、なか／＼問題がありますがゆゑ

申しました通り、占領期間中の軍の行動による被害は、日本政府としては日本政府の責任ではない、これは当然軍が責任を負うべきものなりこういう前提で長い間交渉を続けて参りました

告を求めるといだけでは不十分であつて、何か進んで機構の改革を指示する。あるいは定員の多いものは減らす、いろいろ／＼そういう具体的な手を打つことができれば実際の効果がなつていくのであります。そういう点についてどういふふうに御考慮になつたか、お尋ねいたします。

○塚田國務大臣 もちろん勸告にはそういうことがあつて書いてあるので、人間が多いと思ふならば人間を減らされるようにというのを、また不当に支出されておるとすれば、その方法が懸ければ、方法をどういふ／＼あいに直すようにということが詳細に書いてあるのでございます。しかし勸告をいたしたしましては、事前に当該の省と話し合ひをしまして、そうして注意をいたします。それに対して今後適当な時期にその通り処分してもらつたかどうかという報告をもらつて跡づけをして行く、こういう考え方になつております。

○鈴木(義)委員 それならば、たとえ不正の事実があつたならば告発をするとか、その報告の通り実行していなければ、どういふ制裁方法、あるいは強制執行の方法があるのか、それらの点をお伺いいたします。

○塚田國務大臣 これは行政機関内部の事柄でありますから、管理庁がそういうことを要求いたしませんでも、おのずから当該行政機関の長に責任が出て参りまして、行政責任で問題が解決して行くのではないかと、またそうするのが行政監察としてはあたりまえじやないか、こういう考え方でしたのであります。

○鈴木(義)委員 実際はいつもそういう行政機関内部のおさなりの監察というものであまり実効をあげていないのであります。そういう点についてももう少し本腰を入れてお考えを願いたいと思ふのであります。それから行政監察をやつておれば——行政管理局はそれを主たる任務とする機関と思ひますが、自然にわが国の行政機構の改革というのを考えるようになるだらうと思ふのであります。また考えなければいけない。われ／＼の時代には、法務省に調査局というものを設けて、行政機構全般の改革について調査研究することを任務としたのですが、行政整理の結果なくなつてしまつた。おそろく今日の制度のもとにおいては、行政管理局がそういう仕事を担当すべき唯一の機関じやないかと思ふのであります。そういうことについて何かこの制度を生かして用いるという構想があるにないかどうか、承りたい。

○塚田國務大臣 これは御指摘のように、行政管理局といたしましては、機構改革というものをやらなければならなりません。一生懸命考えておるわけでございます。行政管理局といたしましては、管理局に附置してあります行政監察にそういう問題のあります場合には一応意見を聞いてみる。それからついででありますから申し上げますが、地方の方は自治庁が考えておるわけでありまして、自治庁の考え方を側面から援助してもらつて、地方制度調査会というものを置いてやつておるわけでありまして、しかしどこまでもこの仕事は中央のものは行政管理局、地方のものは自治庁において責任を持つてやる、こういう構想になつております。

○鈴木(義)委員 つまりそういう行政管理局の附屬機関としまして、行政機構の制度の審議会であるとか、そういう統計の調査をやるとか、あるいはいろいろなものが必要になると思ひますが、そういうものをこしらへようといううようなお考えがあるかどうかということをお尋ねいたします。

○塚田國務大臣 これは、行政審議会の方も、統計審議会の方も現在すでに行政管理局に附置されてあるわけでありまして、従前の方向からや後退した形に、少し縮少したり権限を狭めた形にいたしましたのは、先般の行政機構改革のときに、今までの行政委員会式のものがあるより、経費などの点でも非常に多いようでありまして、今のこの制度に改めたのであります。が、当分はこの制度はこのまゝの形で行く方がよいのではないかと、こういう考えであります。

○鈴木(義)委員 これは非常に大切な機能を営む機関でもあり、仕事もわが国の現下の情勢にかんがみても非常に大切なことと思ふのであります。この機能を十分に働かせるために予算が必要であると思ひますが、現在の予算で十分であるとお考えになりますか。

○塚田國務大臣 私はこの機構改革の点はい／＼検討いたしておるのであります。が、むしろ問題はそういう面にあるのではなく、過去の幾つかの内閣のお考えになつたところを調査いたしておりますが、非常にたくさんし

かもしつばな構想があるのであります。今必要なのはそういうものを適當にまとめて、それを現実の改革に移すという実行の問題だけが問題になつていゝのであります。従つてこの機構改革の必要性をほんとうに認識して、その認識に立つてこれを断固としてやり抜くという決意を政府がいたしますと同時に、また国会その他世論一般にもそういうものに対する認識を深めていただいて、この問題をぜひ現実の仕事としてやり遂げる、むしろこの問題についてはそこに重点があると考えますので、今私は審議会その他が予算が不足であるから、そういう作業ができないという状態になつていないように、実は考えておるのであります。今管理局といたしまして、自治庁といたしまして、またいろいろ／＼な制度調査会、審議会においても鋭意案を練つていたしておるのであります。が、もしどうしても必要があつて何かそういう措置をする、また別に、ほんとうに国家的な大きな仕事であるから、もう少し広い範囲の各層の意見を聞くというよう

な必要があつて、特別の審議会なり、そういうものを設ける必要が起るといふことであれば、それに付随して予算も必要になる、こういうふうに考へております。

○鈴木(義)委員 そういうこともありましようが、先ほどから長官はたびたび、要するにこの制度の運用は人にあると言われておりますが、よほどつばな第一流の人物を行政部を通じて網羅して、ほんとうに本腰を入れてやつてもらいたいとわれ／＼も考えておるわけでありまして、ずいぶん目に余るものが多いのであります。実際にこの国

家の費用を、国民の税金を浪費している例をあげるといふなら幾らでもあげることができそうですが、要するに監察機関が十分であるからそういうことになつておる。それをやるためには十分つばな人物を網羅しなければなりません。それには相當の待遇をしなければなりません。そういう意味において、現在の公務員法等においてどういふふうに取り扱ふかが問題であります。が、最も優待し得るような、そうしてある意味において身分の保障も与え得るような立場においてやらせなければ、おさなりの監察をやることに終るのであります。その点について十分ひとつ考へていただきたい、こういう意味で私は申し上げたわけでありまして、私だけが質問するのでも恐縮でありますから、この程度で私の質問は打ち切ることにいたします。

○稲村委員長 島上君。
○島上委員 この改正案によりまして、各行政機関の業務に対する監察については相當権限が強化されるように思ひますが、この改正案の大項に「公私の団体その他の関係者」に対する項は改正以前とまったく同様なんです。私どもいささか不満に思ひますが、最初この「公私の団体その他の関係者」といふことに對して、大体公私の団体とはどういふものをさしているか。それからそういう団体と政府との関係はどういふ関係になつてゐるかという点をお伺いしたいと思います。

○米川説明員 お答えいたします。ここで一般「公私の団体その他の関係者」と申しておりますのは、行政管理局が所管いたしております行政機関の監察、それから監察に關連して行つて調査の対

象であります公共企業体、国の委任または補助にかかる業務を行うもの、この三つのものを除いた一般の第三者をさしているのでございます。しかし監察を行います場合に、たとえば政府に物を納めている、政府が物を買っている、そういう国の調達関係の業務の監察をする場合に、国の行政機関側の調べをいたしましたときに、裏づけとして、場合によつては一般の民間のその関係業者について、資料をいただくというふうな場合も予想されるわけでありまして、そういう場合に第三者に資料の提供というふうなことを予想してこころは規定しているのではありません。

○島上委員 そのようなつまり「公私の団体その他の関係者」に対して行政官庁と同様あるいはそれに準ずる程度にもう少し監察を強化する必要があると私も考えますが、その必要についてはどういふふうにお考えになりますか。

○塚田國務大臣 これは監察をいたします側の立場からすれば権限が強いほどいい／＼なことが要求でき、都合がいいことは言うまでもないことでありますけれども、監察を受ける側の立場に立つて考え、また行政監察というものを本来のわれ／＼の考え方からいたしますと、そこまではちよつと行き過ぎではないか、こういうふうなまた感じているわけでありまして、まあ話合ひの上で趣旨に賛成をしていただいて協力をしていただくというふうなところが妥当な線じやないか、こういう考え方であります。

○中村(高)委員 長官の今お答えにもあつたのでありますが、私はどうもこの役所が曖昧模糊としておつて、やれば必要なんだろうと思ふのですが、現在の機構では無用不要の役所のようにも見える。今長官の言われるように、監察を厳重にすれば幾らでもやることがあるのだけれども、そこまでも行かぬ。やる必要はあるけれども、あまり行き過ぎると同じ役所関係で摩擦もできる。必要はあるけれどもあまり行き過ぎてもいけない。どうも生ぬる／＼、その程度であるならば、一体行政官庁内部で監督者が幾らでもいるのですから、課長もいるし局長もいるし、次官もいれば大臣もいる。その程度の生ぬるい監察であるならば何も別な役所があつてやる必要もないのであつて、遠くの方から生ぬるいことを言つて、何か間違ひありませんかぐらゐのことを言う役所なんか、金を払つてわざ／＼つくる必要はない。しかも第一名前がはなはだ生ぬるい。行政管理局。監察ならまだ意味はわかる。行政の監察をやるといふならわかるのであります。が、わざ／＼監察という名前を取除いて管理だといふのであります。そしてこの役所の説明を見ましても、大体総合調整とか企画とかいふことが目的になつていふのでして、監察といふのは、一番最後のところの十、十一、十二号のところで監察をやるのであつて、この役所が監察の目的の役所じやないやうです。管理です。それを何か監察やることがよく役に役所を持つていふといふことは私はごまかしだと思ふ。おそらくこれはほんとうのことを言えば、統制経済を強化された当時にあつた経済調査庁といふものが、統制経済がなくなつて失業をする者がでる、そこでどこかに救済をしなければならぬといふことから、これだけの人間をそのま

ま置くわけにいかぬから、生ぬるいもので何か行政管理局といふような役所をつくつて、そこに救済しておけば、まあ説明をするときには監察をやります、といふのが私は本音だと思ふのです。かくのごとき国費を使つて、かくのごとき生ぬるい役所をつくつて多数の役人を置くといふことは、まことに国民に対しても相済みぬことだと思ふのであります。強化するのであればわれ／＼はその強化を認めてもさしつかへがないと思ふ。しかし今のような曖昧模糊として生ぬるい湯に入つたやうな役所であるならば、これはいらぬであります。ことに監察を厳重にするといふのでありますならば、もう少し会計検査院との間の連絡をとつて、場合によつたならば一つにしてびし／＼やるものはやる。それならばいいです。それでこの行政管理局から監察の任務を別にわけなさい。そうしてびし／＼やる方はやる。ぬるい方はぬるい方にとつておいて、仲間の役所が仲間の役所をなめて歩くやうなものが必要であるとするならば、それはまたあるいは役所同士長い間の官僚のごまかしで、そういう必要のあるものもあるかもしれませぬけれども、塚田長官のごときは多年野におつてそういうことについてはよく知つておられるはずでありますから、あなたが幸ひにして長官になつたときにこの生ぬるい役所を改革をして、きつものにするか、廃止をするか、よほど私はお考えを願わなければならぬと思ふのですが、失業救済的な意味でできたのではないのかどうか。長官の所見を承りたい。

○塚田國務大臣 たいへんうがつた御批判をいただいてどうも恐縮して居るのであります。しかしこれは非常に生ぬるいように見えておりますけれども、決して生ぬるくはないのであります。まして、行政機関内部の監察は峻烈にやるのですし、今までもやつて参つてゐる。たださつき生ぬるい表現をしてゐると御指摘をいただいたのであります。行政機関内部の仕事をうまく行かないために、それが機関内部のやり方のために国民に御迷惑をかけるということになる、かえつて悪いではないかといふので、外部に迷惑を及ぼす面はなるべく手控える。こういう考え方はあります。従つて行政監察といふものは機関内部のことは秋霜烈日の考え方でもつてやるつもりであります。まことに自分の考え方を申し上げては恐縮であります。私政界に出て参ります前民間会社におりました時分には、主として大きな土建会社でありましたが、土建会社の監察の仕事は果たしておりましたので、ものの考え方としても多少経験を持つておりますし、相当徹底した考え方を持つて居るわけでありまして、まあどういふいきさつで経済調査庁がこういうぐあひになつたかといふことは別にいたしまして、せつかくあの人間を十分活用して、ほんとうにあれだけの国費を使つて、なお十分な効果の上る監察機構といふものを私は考へて居るわけでありまして、名前は管理局といふことになつておりますけれども、実態は管理の職を占めて居る人間の数と監察の職について居る人間の数は格段に違ふのであります。管理の職は格段に違ふのであります。今正確な数字は持つておりませんが、九割方は監察の仕事に実は従事して

ます。そういうように、管理局は名前でありまして、実態は監察庁になつておるわけですから、ただやつております人間の前にさういふふうでありますのと、やりましてからまだ日がたちませぬので、十分の効果を上げておるとは私は申し上げられませんが、それは先ほど申し上げましたように、今後たゆまざる努力と訓練によりまして、この人間をさう数なんかならず必要は毛頭ないと思つております。会計検査院は千二、三百人の人間であつたのの仕事をやつておるわけでありまして、私は管理局の現在の機構、あの人間——千四百人ぐらゐ監察に従事しておると思ひますが、その人間で、先ほど鈴木委員が御指摘になつたやうな、予算を必ずしもふやさないで、人間の素質を改めるといふことによつて十分やれる、あとはこれに携わる者の決意と努力でもつてやつて行ける、またさういふふうによつて行きたいといふ考え方をいたしておるわけでありまして。

○中村(高)委員 今度の改正案の理由を見ますと、とにかくこの役所の権限を強化するのが目的だといふのです。ところが内容を見ますと、一向権限が強化されるようなところもなく、報告を求めることができるとか、協力を求めることができるとか、あるいは行政機関の長に対して意見を述べることができるといふやうな、遠まわしにものをなせ歩いているやうな規定が少し入つて、こんなことであるならば、改正などするほどの必要はありません。古いのと比べて見たけれども、幾らか改正になるのかなあといふやうな気はいたしますけれども、何の必要があ

つてわざ／＼この国会の忙しいのに、こんななまぬるい、どこに一体これは強化されるのか、あなたはそれら改訂案をつくる当時には関係なさつておらぬで、説明だけ担当しておられるのだらうと思うのですが部下を奮励して、こういうなまぬるいものをつくるような部下は、ひとつ嚴重にあなの方で内部監査をやらなければだめですよ。こんなさんなまぬるい案をつくること自体が、私は監察を要するの、役所を監査する必要があるとさえ思つておるのであります。そこで、これは私が今申し上げたように、監察を徹底させるならば、別にわれ／＼も協力を惜しむものではないけれども、むしろこの役所の任務は、わが国の行政機構をいかに改革して冗費を節約して、もつて国民の負担にこたえるかというところの主力を注ぐならば、私はこの役所の任務は非常に重大だと思ふのです。なまじ監察などという中途半端なことをせずとも、任務は任務として残さるゝのであります。行政機構を改革したり、あるいは行政費の節約というようなことは、自由党内閣におきましても、しばしば言われて来たことであります。が、事實は困難であることは私たちが知つております。さつぱりこれが行へない。この前の本多長官のときでありましたか、大騒ぎをして、自由党内閣で行政整理をやると呼号したけれども、だん／＼しつぱりになつて、幽霊のようになりまして、しまいに病院に入院している人ぐらいをやめさせるといふくらいでけりをつけて、行政大臣か厚生大臣かわからないような、むしろ厚生大臣のような行政整理をや

つたことがあるのでありますが、塚田長官は今日の日本の行政機構あるいは行政の内容について、多年私たちと同様に不満を持つておられるはずであります。あなたの長官のときに行政整理をおやりになる熱意があるかどうか、実行する決意があらになるかどうかをお聞きいたしておきたいのであります。

強い案が出たのであります。それを私がいろいろ／＼と考えて、自分の考え方に直したのがこれなのであります。そのために、あるいは新聞でごらんになつたかも知れませんが、總理からもそんな骨抜きな監察の強化ならぬ方がよいというおしかりを受けたし、また各新聞などにも大分たたかれましたのであります。しかし私は行政監察というものは、少くとも法的にはこの程度でたふさんだという考え方をいたしてあります。これより先に行くならば、それはあるものは会計検査院の仕事であり、あるものは検察庁の仕事であり、どこまでも行政機関内部のものが、しかも一応各省からは独立したものが、おかげ八目的に見て、こういう点が悪いから、こういうぐあいに注意したらどうですかという内部の話でありますから、これは悪いのがあつたら、それに責任を問うとか、または不正の行ひのあつたものはその懲罰を考えるとこういうことは、おのずから別の機関で別の観点からやるべきであつて、私は行政監察の本来のあり方は、そこまで行く必要がないし、またそこまで行くに十分実効が上げられるのだ、こういう考え方をしておるわけでありまして、従つて法的措置というものは、今後いろいろな監察機構の強化というものを考へても、これ以上する必要もないし、むしろあつては素賢と、それから、機構なんかを若干考え直せば十分行政監察の効果というものは上つて行く、こういうふうに考へておるわけであり

鋭でその地位につかれまして、悪い役人どもがふるえ上るだらうと実は私は喜んでおりました。蔭介石が辛亥革命であの腐り抜いた清朝を倒したのは、監察院というものが別個に独立してありまして、ほんとうに役人の悪いところを仮借なくやつけたからでありまして、先ほどの御答弁の中に、あまりやると国民が迷惑するだらうというお言葉がありましたが、今日の国民はそれを期待しておる。昨年の会計検査院の報告におきましても、御承知の通り、三十億の國費の濫費が報告されておるのであります。その跡始末がどうなつたのかということについて国民はつんば座敷であります。そこに政治に対する不満があるのであります。私は行政監察について事務当局がきびしいものを立てたが、長官がそれをやわらげられたということを知つて、まことに失望したのであります。より強いものにされまして、ほんとうに悪い役人が縮み上るほどの大臣が政府の中にはないのであります。その役をやつていただきたいのであります。たいへん抽象論になりましたけれども、どうせやりになるならば、そういう手段をおとりにならぬと、今中村さんがおつしやつた通り、ただ機構をつくつて役人を増すだけで何にもならぬということになるだらうと思ひます。一言申し上げておきます。

国民に迷惑をかけてやらなければならぬという形ではないと思ふのであります。まして、徹底的にやりますし、また今後行政監察機構内部の職員が訓練されて参りましたならば、各省にとつて相当痛いものになると思ひますし、私もそうするつもりであります。しかしそのためにはそんなに法的措置を必要としない。私は法的措置を必要とする面がありますから、行政監察で端緒を開いて、それ／＼の機関を動かして行けばいい、こういう考えです。もし非合法的な行為があるならば、検察庁に端緒を与えればいい、不当な支出があるならば会計検査院で受取つて処置すればいいだらう。同じような国の機関が同じようなことをやることは、利益を持つております。そうかといつて監察をなまぬるいものにしてしまうと考へておりませんし、そういうものである場合には、先ほど中村委員の御指摘になつたように、もし行政整理をする場合には監察機構からつづいて行くべきだといふくらいに考へております。

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

〇山田(徳)政府委員 検査院の指摘いたしました批難事項につきましては、これを各省におきまして手直しいたしますが、改めらるべきものについて改める、あるいはすでに職員の懲戒等をなすべきものについては処分をしたといふことの処置が講じられてゐるのではなからうかと思ひます。私実は具体的に二十六年度の批難事項につきまし

て、どういう措置がとられているかという事は、ただいまつまびらかにいたしておれませんので、たいへん抽象的なお答えで済ませなければならぬかもしれませんが、お答えをいたします。

○辻(政)委員 国民は五百円の税金を滞納しても差押えを食らうのです。三十億の国費を滞納しているという事を会計検査院から国民の前に公表しておきながら、その跡始末がどうなつておつたか。もちろんあなたの主管事項じやないにしても、監察部長として業務上関連をすることです。そういうことによつて悪い官吏が一体何人首になつたのか。ただ一ぺん各行政庁の長官にこういうことがありましたということを言うだけじや何にもならない。お互いに官吏というものは左右にスクラムを組んでいるのです。悪い者をかばい合う。それを摘発するのがあなたの方の仕事じやないか。一体国民が五百円滞納をしても差押えをされていることを知つておられるか。その税金を扱うのが政府じやないですか。それを知らぬということとは、たといほかの官庁の仕事であつても、あなたも同じ監察業務をやつておられる職員の一入である。それで私は何つたのである。

○山中(徳)政府委員 検査院の批難いたしました事項につきましては、私も監察業務をやつております立場の者といいたしましては、私どもの本年度の監察項目の重点項目の一つといいたしまして、国費を多額に使いますものとか、あるいは終戦後の新しい制度につきまして、実情に沿わないものをどういうふうには正するかというふうな、いろいろな観点の中に加えて、最も重要な事項といいたしまして——検査

院の批難されましたような公共事業補助金等に対します過去におきます不当な処理の事案は相当多かつたわけでありませう。これらの事案を私どもの監察項目に取上げまして、今後検査院の批難されましたような事項が繰返されせんように、私どもの監察項目の重点といたしまして、公共事業の費途の是正、あるいは補助金の費途の適正を期するといふような項目を選びます際、検査院の指摘されましたような過去の事案を分析いたしまして、これを将来の私どもの監察計画の実施いたします題目といひますか、問題点として取上げて、これが是正に私どもの力を尽して行きたい、かような心組みであります。

○辻(政)委員 そんな答弁を要求しているのではないのであります。あなたの方の主管事項と違ひますから、委員長にお願いいたします。会計検査院が昨年三十億の不正を発見している。それに対してどういう処置をとつたかということ、この次の委員会でもいいたから、この問題に関連して資料をいただきたいと思ひます。

○稲村委員長 委員長はよろしく善処することによつていただきます。

○中村(高)委員 先ほど来この役所の運営に關していろいろ疑問もあつた。本案審議にも關係をいたします。監察の結果について当委員会に資料を提出していただきたいと思ひます。会計検査院の方からは、決算の際に詳細に資料の提出がありまして、決算委員会が審議をいたしているのではありませんか、ぜひこの役所がどういふ監察をおやりになつて、跡始末はどういふふうにおつてなつて

おりますか、重要な部分につきましてだけでも少くとも委員会資料を提出していただきまして、その上でまた質問を継続したいと思ひます。

○鈴木(義)委員 けさの理事会で気象台の關係者に御出席願つております。運輸省官房長及び和達中央氣象台長がお見えになつておられるのであります。行政職員定員法の改正に關連してお尋ねいたします。われ／＼は減らすことばかり主張するようでありませうが、今度はむしろふやすことを主張したいための質問であります。一体氣象台は何をやつておられるのかということを開きたいのであります。ほんとうは本會議の緊急質問にでもいたしたい事項であります。それはなか／＼お天氣といふものはそうわかるものじやないと言ふかも知れませんが、とにかく九州の水害につきましては多少の予報があつたやうであります。今度の和歌山の水害のごときはあつたという間に來てしまつた。そして数千人の死者を出した。私は水が出るのはしかたがないと思ひます。たれでも阻止するわけにいかぬが、しかし一時間でも早くそれを予報して警告し、避難を促したならば人を殺すことだけは防ぎ得るのではないか。水が出るたびに千人以上も死んだ、あるいは五百人も死んだ。数千人の行方不明というやうなことは、文化国と名を打つておつてはなはだばかしいことであると思ふのであります。しかし今日の氣象物理學の範圍では、そういうことはとても予測できないんだというところであればやむを得ませんが、しかしあまりに行政整理を徹底して、氣象台の機能がうまく行つていない。もう少し人員をふやし、機能

をふやし、予算をくれるならば、こういうやり方もあるんだというやうなこともありますが、一つ考へる必要があるのではないかと、こう思ひますので、お尋ねをするわけであります。一つお答えを願ひたい。

○壺井政府委員 今回の和歌山の氣象の予防が遅れたことにつきましては、まことに遺憾と存じまして、關係當局といたしましては陳謝する次第でございますが、しからば幾人人間をふやし、またいかなる機械を買い、設備を増強するといふことによつて完璧を期し得るかということにつきましては、世界各國でも天氣の的確なる判断予告といふことは至難事項とされております。關係もございまして、なか／＼完全に參らぬかと存じます。但し若干の人間がふえれば、それだけ確かに機能もよくなる。このことは申せると思ひますが、しかしながらわが國の財政状態からいまして、極力切り詰めた人間と施設によつて、極力効果のあがる方法を全うしたいといふこととてやつておる次第でございます。いかに人間をふやし、いかに施設をふやせば、いかなる限度まで行けるかといふことに対しては、ちよつと簡単にはお答えできないかと思ひるのでございます。

○鈴木(義)委員 この前、中央氣象台及び各地の測候所の人員を減らすといふために、行政機構の改革をやつたわけでありませう。そのときに私は中央氣象台の諸君から陳情を受けた。そういうことをされれば、われ／＼の方ではとうてい正確に天氣の予報ができなくなりましてやという警告を受けたのであります。ゆえにわれ／＼はそのときに

心配をしたのでありますけれども、時の政府は、さしつかえない、それくらい減らしたつて大丈夫だ、こういうこととお減らしになつた。そのことがこういうときに響いておられるのではないかと、私がお尋ねをしておるわけでありまして、官房長はさうお答えになりますか、氣象台長がおいでになりますならば、技術者としての立場から、遠慮されずに、どういふ点に欠点があるか、こういう点をもつと充実にほしいといふことがあるならば、國政の最高機關でありますから、こゝで発表しておいていただきたいと思ひます。

○壺井政府委員 氣象台長は今運輸委員會で答弁中でございまして、総務部長から……

○北村説明員 ただいまのお話でございしますが、私技術の方にあまり詳しくないもので、詳しい答弁は台長が、今ほかの委員會に出ておられますので、後ほど申し上げることにいたします。非常に抽象的になりますが、現在の定員で仕事をやることにつきましては、相當の苦勞をいたしておるということにとどめておきたいと思ひます。ちよつと台長がお見えになります。

○鈴木(義)委員 もう一度質問し直します。今私は氣象台の機構その他について、完全であるかどうかということにつき、九州の水害及び和歌山の水害等に関連して御質問しておつたわけでありませう。運輸省の官房長は、今のままで何とかやつて行きます、最善を尽しますといふ御答弁であり、総務部長も同じやうなお答弁があつたわけでありませう。ところが私は先年氣象台を見

に行つて知つておるのであります。それから陳情も受けた。そんなに人を減らされ、予算を減らされたのでは、とうてい健全な天気予報はできませんよということも言われたことがあるのであります。それにもかかわらず、行政縮小のために減らしたのであります。おそれ、中央気象台及び全国の気象台として、その点には御不満を持つておられるのじやないかと思ふ。もつとこういふようにしてあげれば、われ／＼としてもう少し仕事がやれる、もつと早く予告を発することもできるということがあるんじゃないかというので、御質問を今申し上げたわけでありまして、気象台長に、技術者としての立場からお答えを願ひたい。

○和達説明員 たいだいま参りまして御質問を十分に伺へなかつたので、はたしてそれに沿つてお答えできるかどうか疑問であります。気象台の現状と今回の水害に対する気象台の予報、警報の状況について申し上げます。

おそれ、御質問は、本年相次ぐ水害に對しまして気象台の予報がもう少し早く的確に出ないか、またそれが出ないといふれば、従来しば／＼言われておりましたところの相次ぐ行政整理あるいは予算の削減において、そういうところへ手がまわらなかつたのではないかと、いろいろお尋ねでないかとお察し申し上げます。これに對しまして、私は純粋な技術的立場から申し上げたいと思ひます。気象台が昭和二十四年に行政整理を受けたときに、實在の人員で千数百名を減員しておるのであります。この定員不足というものは、実に気象台の業務については何ともいたし方ない痛手であつたのであります。こ

れは業務を人事院の査定によるところの計算をいたしたとしても、厳格に計算して四百何十名という不足をいたしてゐる。それがその後も受けました行政整理の人数を合せまして、私は最小限六百名現在の状況において不足してゐるというところを申し上げたこともあると思ふのであります。なお経費についてでありますけれども、これはこまかいことを私が申し上げる時間はないので、ざつと申し上げます。この気象台の業務が、地方にたくさん小さい役所を持つておりまして、徹夜でいたしてゐるというやうな非常に特殊な業務形態でありますので、予算の与えられ方がその特殊性を十分にわかつていただけないうらみから、毎年において、この予算の不足には実に困難をきわめておつたのでございまして、そういうやうな状態におきましても、私もここで申し上げるのもなんでもありませんけれども、気象従業員は仕事をするのに一種の愛着とプライドを持つており、いかに困難をきわめましても、その観測回数とか表を讀むといふことを、そう切り詰めたこととはございせん。何とか切り抜けようとして、あるいは暖房をやめ、あるいは極端に申せば電燈を暗くしてまでも、業務をやつて参つたと思ふのであります。しかしそれをもちつて、今回の水害にもその予報が遅れたといつても、私はその言ひが過ぎたといつても、私はございせん。今回の豪雨は、御承知のように、梅雨前線の豪雨でございまして、台風とは違つて、日本中を通つておられます梅雨前線がどこで、いつ豪雨になるかといふことは、非常に予想困難であります。現在の気象学をもつてしても、必ずしもこれが技術

上の確に行かうかどうかは問題であります。私どもの経験でこれをいたしておりますが、この研究あるいは適切な観測は、私も実はいたしたいところであるのであります。現在では、西日本につきましては、私も身内の言葉としては、あれだけでもよくやつたと申したいところでありまして、今回の紀州の方の水害に對しましては、まだ情報が入りませんので、どういふやうな警報の発し方、水の出方といふことを調べてはございせんが、われわれの方にいたしては、多少もつと早く出せたいとは思ふ。しかしやうな感じもいたしますが、しかしまた一方現在の技術としては、現地の者として相當に努力してやつたとも思ふのであります。そういうことに對して、われ／＼の困難な事業がさうさせたと決して申しませんが、さらに今回のように、またこの節約を一概何分の仕事は、行政協定によつてきめられておるところのやらねばならぬ仕事を、持つておられますので、自由にその仕事をかへることはできないのであります。そういうやうなことで非常に困難をきわめておりますが、わが国の天災の多いことに對しましては、気象台におきましては、災害防止には第一に重点を置きまして努力いたしております。これをもちつて御説明を終わります。

○鈴木委員 大体技術者の立場からのお話はわかりましたが、あなたがおいでになる前に、気象物理学上の基本的なものは、まだ時間的にそう早く知らせることはできるものじやないかといふこともお答えになるだらうと思つたのであります。しかし実は私がかつて警察の問題を扱つておりましたときに、警察を非常に人員を少くして、同時にばら／＼にしてしまつて、そしてどうばら／＼強盗を遺囑なくつかまえる方法といふことで研究したのであります。ところが、ともうそういう自信がない。ところがアメリカなんかでは、五分間で、重大な犯罪があれば全国に手配がされて、捜査網が網羅されておつて、ロッキーマウンテンの中で強盗殺人事件があつた。ただちに全国に手配をして、そしてそのロッキーマウンテンの中のでやられた、人跡未踏の谷底に自動車落ちておるのを電波探知機でちやんと捜査して、そして二十四時間のうちに犯人三人をつかまえてしまつた。こういうことができれば、機械の力を借りてさういふこと。それを日本でもやつたらどうかといふこと。幾らかかるのだと言つたら、そのころの金で三百億ほどかかるといふことだつた。今なら三千億近くかかるのですが、三百億ではちよつとできない。国家予算がないからといふので、いいいふことはわかかつておつたがやめた。気象通報の問題も気象台だけの問題とは私は考えません。これは行政機関全体のことで、運輸大臣以下にもお考え願ひたいが、もつと何かの方法によつて、たとえば雨が降り出してからだつて決しておそくはない。五百人の人を殺すといふ問題ですから、水の出ることを防ぐわけには行かない、これはとめるわけには行かないが、少くとも三十分なり一時間早く避難することだけは防げたのではないか。こういう意味において、何かもう少し手があ

りそうなのだ、こう私は考えるのでお尋ねしたのでありますが、あまり要領を得た御返事は得られなかつた。金をかけても、機械の設備をしても、何をしても、梅雨前線はとにかくだめなんだといふふうな承つておきます。

○和達説明員 御質問の趣旨がわからないうちに、へん失礼いたしました。災害を防ぎますには、気象台だけでなく、降水平報組織とか、警報伝達組織といふやうなものがございまして、それ／＼に今回の場合も働いておると思ふのであります。そういうやうな實際的災害防止の部面と、技術的に気象台がすぐ警報を出すという部面とが、あります。早く出す面につきましては、梅雨前線はむずかしいとは申しましたが、けれども、技術者として詳しく、それじやどういふやうな方々を考へておるかに、時間がかかるといふならば申し上げたいと思ひます。結局第一番には、中国の資料がほしいのであります。これは現在の国際情勢では得られないことは残念であります。それに補うやうな情報を私たちはほしいのであります。それが最後までできないならば、飛行機をもつて気象偵察をやりたい。飛行機をもつて気象偵察をやりたい。それも非常に費用が多くなつた。実際上困難なら、せめて優秀なレーダーを備へつけて高空気象を知ることと、上高層の観測回数をふやしまして、それらによりまして梅雨前線の消長の把握をしたいといふことであります。その他山地におきまして降雨量を早く知るための自動的な通報の装置といふやうなことも考へ、大蔵省に向つて順次それらを要求し、非常にむづかしいが

ますが進めつつあるわけでありま

○稲村委員長 神近市子君。

○神近委員 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について、塚田長官にお尋ねいたします。今度の予算で百四十五億の節約が予定されているわけでございます。その節約とこの法律案との関連性がありますが、その点について伺います。

○塚田國務大臣 神近委員の御指摘になりました百四十五億は、国会修正のあの分と思いますが、あれは結局百億になりましたけれども、あれと今度のこの定員法改正とは全然関係がないわけでありま

○神近委員 そうなりますと、これはまったく関係がなくて出されたというわけでありま

○塚田國務大臣 そうです。

○神近委員 そうすると、やはり定員の中の超過勤務とか、給料とかいうようなものに響いて来るわけございま

○塚田國務大臣 最初に考えられま

○神近委員 それは大体数字がおわ

○岡部政府委員 ただいま手元にその数字はござい

きましては、すでに大蔵省から各省に話もござい

○神近委員 それではあとでけつこう

○稲村委員長 島上善五郎君。

○島上委員 この行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の中で、厚生省関係の特に国立療養所の人員につ

○神近委員 この新規の増員もさること

○島上委員 結核あるいは精神病等の病院にお

○神近委員 結核あるいは精神病等の病院にお

○島上委員 結核あるいは精神病等の病院にお

○神近委員 結核あるいは精神病等の病院にお

に對する厚生省の当事者のお考えを承

○高田(港)政府委員 今回定員法の改

○神近委員 結核あるいは精神病等の病院にお

○島上委員 結核あるいは精神病等の病院にお

○神近委員 結核あるいは精神病等の病院にお

○島上委員 結核あるいは精神病等の病院にお

○神近委員 結核あるいは精神病等の病院にお

○島上委員 結核あるいは精神病等の病院にお

○神近委員 結核あるいは精神病等の病院にお

てだん／＼医学的に進歩して参ります

○高田(港)政府委員 療養所の過去の

○神近委員 療養所の過去の

○島上委員 療養所の過去の

○神近委員 療養所の過去の

○島上委員 療養所の過去の

○神近委員 療養所の過去の

○島上委員 療養所の過去の

○神近委員 療養所の過去の

たいと思

○高田(港)政府委員 療養所の過去の

○神近委員 療養所の過去の

○島上委員 療養所の過去の

○神近委員 療養所の過去の

○島上委員 療養所の過去の

○神近委員 療養所の過去の

○島上委員 療養所の過去の

○神近委員 療養所の過去の

る。そういう人が適当な作業をするということはもちろん必要なことであらうと思います。しかし本来職員がなすべき作業をさせるのが適当であるかどうかというところに問題があるかと思ひます。このたび、これはこの委員会と直接関係のない法律でございますけれども、額の予防法の改正に關して、患者が非常に不満を抱いて作業放棄の舉に出ておる。そうして聞くところによりますれば、その作業放棄は一時的な行動であるというよりは、むしろあの法律が自分たちの満足すべき状態に改正されるまでかなり長期的に作業放棄をするという態度をとつておるのであります。これは今御答弁にもありましたが、本来職員がなすべき作業でそれを強要しないとするならば、患者がそれを拒否した場合には、これに對しては当然職員を増員して對処する以外に方法はないわけでございます。現在そのために臨時職員を若干名入れてゐるという話でございますが、長期的な作業放棄ということになれば、その臨時職員も当然長期的な採用にならざるを得ない。現在そういう意味での臨時職員をどのくらい採用しておるか、そして長期的になればそれを本採用にするというお考えがあるかどうか、それを承りたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 先般来額の予防法の問題に關連いたしました、一つの闘争の手段として、一部に作業放棄という事態が起りましたことにつきまして、われ／＼非常に遺憾に思つておる次第でございます。かような事態がなされるべくすみやかに終息することを期待をいたしておる次第でございますが、さしあたりましては、これに對し

まして職員の努力のない作業員の雇上げということによつて對処しておる次第でございます。もちろん患者の作業の量は一般の者に比ばまして相当程度になつております關係上、作業員として雇ひ上げて、すなわち補充いたしす労働力の人間は、その患者の數に比ばますと總体的には数は少いわけでございます。全体の數字は、ちよつとはつきり、今資料を持つて参りませんでしたが、たとえば多摩の全生園につきましては、約二十名内外であつたかと思ひます。それから熊本にありますが、池の恵風園におきましては、五十名以内であつたかと思ひます。五十五名以内で正確な數字はまた別の機会を与えられまして申し述べたいと思ひます。しかし根本的には、今申し上げましたように、なるべくそういう事態が早く終息することを期待いたしておるのであります。今後長くなるということになりまして、それに應じた適當な措置をとりたいと考えておる次第でございます。

○島上委員 今作業放棄ということ、かりに一時的な事態ですみやかに解決すると思ひますれば、私も非常にけつこうだと思ひますが、それにしたところで職員が足らぬということ、明らかなんです。私もこの問題に對してはぜひ定員法のわくで縛つておらずに、必要なだけの増員をしなければならぬ、こう考えておりますが、それと關連してひとつ伺ひたいことは、どうも職員の待遇が今のような状態では、かりに人員をふやそうとしても思うように補充がでぬのではないかと、こう思ふのです。たとえば四国のどこかの離れ島の中に療養所がある、

そこにいる人はもしつと勤めれば一生その人たちの生活ともにする。他の一般公務員なり労働者から考えると、ずいぶんかわつた生活、不自由なきゆゑに、あるいは不愉快な生活をしてなければならぬ、こう思われるのです。その待遇につきましても、私はきよく直接に多摩の職員の人から意見を聞く機会を得ましたが、どうしても増員問題とあわせて待遇問題をもつて考へてやる必要があるのではないかと、こゝう思ひますが、御参考になるのも當局の御意見を承つておきたい。

○高田(浩)政府委員 職員の待遇につきましては、現在調整額といつたしまして、一般の職員に比ばますと、二号ないし六号の加算があるやうになつておるのでございませう。ああいう特殊な環境に働いておられます職員の精神的な、あるいは物質的な苦勞というものは、われわれ十分察しております。また世間の同情を得るに値する性格であると考えておるのでございます。そういう意味におきまして今申し上げました調整額が、まさしく十分であるとはいへないと思ひますが、一応現在としては、今後とも努力いたしたいと思ひます。

○島上委員 もし今ただちに御答弁でなければあとで資料を出していただいてもけつこうですが、現在患者に對する職員が足りないということは、抽象的にはわかりませんが、具体的には患者がどのくらい足りない、看護婦がどのくらい足りない、その他の職員がどのくらい足りない、ということ、直接担当しておる当局者としてお考えになつておるかを、もし今御答弁願え

ば今してもらいたいと思ふのですが、今できなかったらなるべく早急に、その職員のうち医者、看護婦その他の職員等々にわけて、どのくらい足りないとお考えになつておるかを數字をもつてお示しを願ひたいと思ひます。

○高田(浩)委員 職員の人數がどの程度足りないかという數字でございませうが、これはある意味においては相対的な問題でございまして、どうしてもこれだけ足りないのだという、いわゆる絶対的なものというところになります。これはなか／＼話がむずかしいんですが、現在私ども従来の経験に倣しまして、特に考えなければならぬものとしていたしましては、たとえば看護婦、それから炊事をいたします炊夫、それから薬剤師、それから病棟の雑仕婦、こういうたものがおまなるものでありまして、看護婦につきましては少くとも三百人以上、炊夫につきましては百人以上、病棟雑仕婦につきましては五十人以上というものが、少くともこれだけのものは今後増員をすることが必要であると考えておるのでございませう。その他のものにつきましては、今申し上げましたように、これは欲をいへば切りがない話であります。おまなるものとして今申し上げましたようなことになつております。

○永田(昌)委員 關連質問。ただいま癩病の療養所につきましてもたいへん同情ある質問をいたしたいのですが、実は私どもはもう二十年前から救護のことについては相当苦心をした一人でありまして。そうして私の鹿児島県の大隅に敬愛園ができたのでありますが、あそ

こに今でも千數百名収容されておる。その内容は、全国のは知りませんが、私の近くにありますが、よく内容等も知つておるのですが、ただいまあなたが御質問になつたこの患者が、今度の額の予防法案の改正に對してたいへん不満を持つておることは事實であります。但し私はあれは少し患者の方でも自覺反省せなければならぬ点があることを認めております。その理由はわれわれはああいふ哀れな癩患者を救うためにほとんど命をかけて、あの癩療養所をつくるには、地元民の非常な反感もあつて、私どもを殺すまで迫つたことがあるのです。それでもこゝういふ厚辱の病氣を撲滅するためには、どうしても癩療養所をつくつてこれを撲滅せんければならぬと思つて、われ／＼は過去において苦心したのであります。おかげをもつて鹿児島県は、あの敬愛園ができる當時は千五百人の患者がおつた、現在は八百近くに減つておる、たいへんけつこうであります。これに収容されておる患者は、考へてみると、あれがでない前はまったく乞食同様に取扱われておつた。これが國家の恩典に浴して、今では、行つて見ますと、休養においても部屋においておりつばな家をいたたいて、雨露をしのいでありがたく療養を受けておる。それが現在の額の予防法の改正において不平となえるという

ことは、一理はあるけれども、私は癩患者も自覺反省せなければならぬ、まだ癩患者以上に國民のうちには、皆様御承知の通りに日夕泣いておる非常な困窮の人がおるのです。それをあまりに不平を言うて、小言を言われるというところは、少しむちやな行き方では

ないかと思うのです。これらの裏面には、私はいろいろ調べておるのです。が、全国の願患者の中に、ある一つの連絡があつて、そうして何かの機関をもつてこういうことに反抗しておる傾向があります。これらは医務局長さんにも御承知だと思つて、この点について、あなたは何かあれを鎮圧する方法はないですか。今私の方の敬愛園でもずいぶん騒いでおつて、四、五日前敬愛園長も来た。どうかといつて聞いてみたら、いや困つております、まだやつておりますがね、あんなスト的なことをやらぬでも、もつと／＼おちついて自分の病氣を早く治して、自分もよくなるし、国家国民に対しても感謝の意を表するような生活をするようにするの、われ／＼が敬愛園設置を迫つた精神じゃないか。これをあのままにしておくことは、あなたたちの監督の上からも、たいへんお困りでしょうが、われ／＼は国民として、彼らがあまりに横暴なことをやると、立ち上つてあそこに行つて大いに弾劾演説をやります。これについて対策をどう見ておられますか。

○高田(浩)政府委員 今御指摘のように、ああいうような事態が起つておりますことは、たいへん遺憾に存じておるのでございます。ただいま法案自体は衆議院で可決されました、参議院において慎重審議されておるところでございます。まして、そういう過程であります關係上、患者としては国会の權威と信義に信頼をして、すみやかに平靜な状態になることを私どもとしては衷心から期待をいたしておるのでございますけれども、特殊な病氣を持つております関係も手伝うかと思ひますけれども、まあああいうような状態が続いてゐることはたいへん遺憾に存じておるのでございます。私どもとしましては、従来この法案の問題に關連いたしましては、再々係官ないし幹部が患者にも會つて話をし、あるいは先方の話を聞き、また国会の皆様もあるいは直接園におもむき、療養所におもむいていただいて、よく患者の申し分も聞いていただいて、それらのことを集合して、現在審議されていることでございますので、なるべくすみやかに平靜な状態にならんことを期待をいたして、できるだけ努力をいたしておる次第でございます。

○稻村委員長 この際委員長は神近君の質問と関連いたしまして一つだけ塚田國務大臣に明らかにしていただきたいことがあります。それは今次の修正予算における百億の行政費節約が、この定員法一部改正法案の実施に何ら支障がないかどうかということであり、もし支障がないとすれば、神近君の要求通りいかなるものを節約して支障なく実施できるものであるか、至急その資料を提出されたいことを要請いたします。

○塚田國務大臣 この点は先ほども御説明したように、今度の節約とは別個に考えておるのであります。それだけのものを予定して予算を組んでおつたわけでありまして、その予算にさらにあれだけの人件費以外の観点で節約が行われたのでありますから、どういう意味の支障を委員長がお考えになつておるかとはちよつとわかりかねますが、私どもとしては支障は毛頭起つて参らぬ、こういうように考えております。

○稻村委員長 本日はこの程度にとどめ散會いたします。

午後四時二十八分散會

内閣委員会議録第七号中正誤			
頁	段	行	誤
三二	末	一	仮定係給額仮定係給等
三二	末	一	誤
三二	末	一	正

内閣委員会議録第八号中正誤			
頁	段	行	誤
一五	一七	限ニ在ラス	限ニ在ラズ
九	五	末三	遺族年金を遺族年金を受ける者
九	五	末三	遺族年金を遺族年金を受ける者

内閣委員会厚生委員会海外同胞引揚及び遺族援護に関する調査特別委員会連合審査会公聴会議録第一号中正誤			
頁	段	行	誤
五	五	一	○黒田○述
五	五	一	○黒田公述
二二	三	二	八倍
二二	三	二	九倍
二二	四	末	○神近員
二二	四	末	○神近委員